

令和４年１月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和４年１月６日（木）午前９時３０分より、臼杵市役所野津庁舎 ３階会議室において、会長が１月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

１番 後藤 聖憲 委員 ３番 二村 啓二 委員 ４番 城野 幸司 委員 ５番 疋田 忠公 委員 ６番 野上 政憲 委員
７番 佐藤 幸子 委員 ８番 竹尾 奈美 委員 ９番 柳井 博之 委員 １０番 後藤 博幸 委員 １１番 中野 定重 委員

欠席委員

２番 藤嶋 祐美 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課

山本 貴雅 副主幹

付議議案

議案第１号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第２号 非農地証明願いについて

議案第３号 農用地利用集積計画の決定について

議案第４号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

議案第５号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それでは議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席2番の藤嶋委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号9番 柳井 博之委員と、議席番号10番 後藤 博幸委員に議事録署名をお願い致します。

議案審議に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページとなります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和4年1月6日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページをお開きください。

番号 1 畑 443 m² については、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2 畑 468 m² については、所有権移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 3 畑 456 m² については、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 5 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。12 月 23 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断されております。後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二 村 昨年 12 月 23 日に、農業委員会事務局の方、城野委員と私の 3 名で実施しました、議案第 1 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地
委 員 調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の所有の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 の畑については、使用貸借権を設定のうえ、一般住宅として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈りにより管理されてい

ます。審査項目の立地基準①については該当し、②については３種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、５条申請３件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第５地区の平松推進委員さん。

平 松 第５地区 推進委員の平松です。

推進委員 私は、１２月２２日の午前中に現地確認を実施しました。

番号１の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は１筆の畑で、小学校の裏手になります。周囲はここ数年で住宅の建築が進んできており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 次に第９地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第９地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号２の所有の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は１筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。地区の公民館にも近く、住宅と農地が混在している地域です。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 続きまして、第１地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第１地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号３の畑については、使用貸借権を設定のうえ、一般住宅として利用するものです。

申請地は大きな通りに面した１筆の畑で、現在は草刈りにより管理されています。周りは住宅や商店が並んでおり、特に周辺の農業に影響はな

いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第2号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページをお開きください。

議案第2号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年1月6日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次のページです。

番号1 畑 241㎡ の土地については、平成17年頃より耕作されず、山林・原野化した土地となります。チェックリストにつきましては、③の森林化し、農地に復元することが困難な土地に該当し、ア～オの要件を満たしている土地となります。

番号2 田 28 m² の土地については、平成17年頃より耕作されず、山林・原野化した土地となります。チェックリストにつきましては、③の山林化し、農地に復元することが困難な土地に該当し、ア～オの要件を満たしている土地となります。

番号3 畑 291 m² の土地については、昭和60年12月に5条許可を提出している土地となります。チェックリストにつきましては、②の転用目的通りに転用し、非農地化されたが、地目変更が未登記の土地となります。

番号4、畑 189 m² の土地については、昭和43年頃より車庫として利用している土地となります。チェックリストにつきましては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号5、畑 1,748 m² の土地については、平成14年9月に5条の許可を受け、転用目的通りに転用された土地となります。チェックリストにつきましては、②の転用目的通りに転用し、非農地化されたが、地目変更が未登記の土地となります。

申請地は次のページに記載しておりますのでご確認ください。以上、非農地証明願い5件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

正田委員 はい。番号2の山林原野化とありますが、写真を見たら山林原野化ではないと思うのですが。

首藤主幹 番号2についてですが、実際は道路の改設のために用地買収を行っており、切れ端のような農地なのですが、左側にはもともとあった道路でした。この場所については28 m²で農業ができるかと言ったらできませんので、今まで農地として使われないまま現在に至るということであります。農地利用状況調査の説明の際に説明をしたとは思いますが、今後、農地としての利用が見込めない農地については非農地にできると示されております。ここについては山林原野化なのかという違和感があるとは思いますが、そのようなことで非農地化できるようになっております。

正 田 非農地化はいいのですが、山林原野化という表現の他にはないのでしょうか。
委 員

首 藤 そうですね。「山林原野化」、あとは「転用許可が出てから、申請通りに転用された土地」、「転用から 20 年以上経過しているもの」という項目が
主 幹 あるのですが、判断基準において、なかなか今回のような例をうまく言い表したような情報がありません。事務局としてはどの項目に当たるのか
と考えたときに、農地としての利用が見込めず、未了になっているという状況なので、他目的で使っているわけでもないですし、転用許可がでて
いるわけでもないの、こちらとしても…

正 田 山林より 20 年経ったという理由のほうがいいのではないですか。
委 員

次 長 すいません。説明の中で山林という言葉を使っておりますので、それで誤解を招いたところがあると思います。(今回は) 原野化ということで捉
えていただければと思います。実際に道路が中に入ってしまったておしまして、残った残地という形でそのまま使われずに原野化してしまっている
土地ということになります。

議 長 よろしいでしょうか。表現が悪いのではないかとということです、これからまた色々な部分で考えていきたいと思います。よろしくお願い致
します。他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 2 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第２号　非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第３号　農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次　　長　　８ページとなります。

議案第３号　農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり
あったので提案する。

令和４年１月６日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

別冊の農用地利用集積計画（第１号）「令和４年１月６日公告予定」となります。１ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は令和３年１２月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。説明については１ページの中段やや下の
合計欄で説明します。

田については、114,391 ㎡　95 筆、畑については、24,033 ㎡　18 筆です。合計面積は 138,424 ㎡　113 筆となります。

次に、貸し手借り手ですが、貸し手が 51 名に対して借り手は 24 名となります。なお、各筆明細につきましては、４ページから記載しております
のでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和４年１月６日公告予定の農用地利用集積計画（第１号）について、ご提案申し上げます。

議　　長　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議　　長　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第３号　農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案

どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第３号　農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。続きまして、議案第４号　農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次　長　　９ページをご覧ください。

議案第４号　農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和４年１月６日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。１ページをご覧ください。

田１筆、 $2,765\text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は２ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に３ページをご覧ください。

田１筆、 $3,058\text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は４ページに掲載しておりますのでご覧ください。なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

以上、２件の配分計画についてご提案申し上げます。

議　長　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第４号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第４号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第５号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第５号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定により、意見を求められたので提案する。

令和４年１月６日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

内容につきましては、主管課が農林振興課となりますので、詳細につきましては担当課より説明をいただきたいと思います。

山 本 農林振興課の山本です。よろしくお願い致します。

副主幹 農振除外の箇所番号 1、畑 359 m² です。変更理由につきましては、こちらを一般住宅用地として利用したいということです。

転用者は現在、地権者と同居していますが、通路が狭く緊急車両の通行が困難であります。緊急車両が通行できる道路に面した場所に一般住宅を建築したいと考えておりまして、申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が最適と考え選定されたものであります。

当該地は畑であります。自己保全している空き地となっています。申請地は集落に隣接しており、今後も耕作される見込みがありません。

以上のことから、今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えられます。

箇所番号 2、畑 28 m² です。承認を受ける用途としましては、駐車場用地として利用となります。

変更理由につきましては、転用者は申請地の隣接地に一般住宅を建築しております。申請地は、自家用車 2 台分の駐車場用地として選定されたものであります。申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が最適と考え選定されたものであります。

当該地は畑であり、周囲は宅地に囲まれており、現在利用されておられません。また、今後も集団的な農用地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えられます。

箇所番号 3、田 95 m² です。当該地は平成 14 年から地区の水源地として利用されています。また、平成 15 年に管理棟が建築されて現在に至ります。この度、地区の簡易水道事業から臼杵市上下水道事業に移管するため手続きをしているところ、農業振興地域の農用地区域であることが判明しました。周囲の農地も耕作放棄地となっております。以上のことから、今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと認められますので、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えられます。以上です。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、推進委員さんより報告をお願い致します。第 2 地区 首藤推進委員さん。

首 藤 推進委員の首藤です。12 月 22 日に現地を調査しました。

推進委員 箇所番号 1 について、申請地は登記地目が畑ではありますが、10 年近く耕作されていない空き地となっております。

転用後は一般住宅として利用するということですが、排水等配慮した設計にするということで、申請地を除外しても近隣の農地への影響は最小限であると考えられます。また、計画図面も作成されており、転用の確実性があることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。

箇所番号 2 については、申請地の地目は畑ですが、周囲が宅地のため利用されておらず、今後も利用される見込みがありません。

転用後は、隣接する一般住宅の駐車場用地として利用するということですが、隣接地には農地がありません。申請地を除外しても近隣への影響は最小限であると考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告と致します。

議 長 続まして、第 11 地区の玉井推進委員さん、お願い致します。

玉 井 推進委員の玉井です。12 月 21 日に現地調査を実施しました。

推進委員 申請地の登記地目は田でありますが、地区の水源地より管理棟の用地としてすでに転用され、現在まで利用されている状況です。

隣接の農地は耕作放棄地となっており、申請地を除外しても近隣の農地への影響は最小限であると考えられます。以上のことから今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告となります。慎重な審議をよろしくお願い致します。

議 長 ただいまの報告に対しまして質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。